

宮崎県土地改良事業測量作業規程

令和7年8月8日 国国地第57号 変更承認

宮崎県農政水産部

宮崎県土地改良事業測量作業規程

宮崎県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 7 年 7 月 1 8 日付国国地第 3 9 号）を準用する。

この場合において、作業規程の第 1 条第 1 項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」と、同条第 2 項「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」とそれぞれ読み替えるものとする。

公共測量作業規程変更承認書

宮崎県知事 殿

令和 7 年 7 月 29 日付け 26240－1193 で変更申請のあった宮崎県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 7 年 8 月 8 日

国土交通大臣